

Ⅶ 後 期 選 抜

第 1 募 集

1 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6，83ページ参照）

2 三部制の定時制の課程の期待する生徒像

各高等学校が別に定める。

注 各高等学校が別に定めた「期待する生徒像」については、付表2（151ページ参照）のとおりとする。

3 後期選抜を実施する課程、学科及び募集人員

(1) 実施する課程及び学科

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科
ただし、前期選抜枠を100%と定めた学科において、「Ⅰ 前期選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」及び「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数が、募集定員を満たす場合には実施しない。

(2) 募集人員

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）にあつては、募集定員から「Ⅰ 前期選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」及び「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数を募集人員とする。

なお、併設型高等学校（千葉県立千葉高等学校）にあつては、募集定員から併設型中学校からの進学者並びに「Ⅰ 前期選抜」及び「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数を募集人員とする。

定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）にあつては、募集定員から「Ⅰ 前期選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」及び「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数を募集人員とする。

なお、三部制の定時制の課程にあつては、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて、各部の募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅹ 秋季入学者選抜」の募集人員並びに「Ⅰ 前期選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」及び「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数を募集人員とする。

第 2 出 願

1 総 則

- (1) 県立高等学校への出願に当たっては、規則（別記2，74ページ参照）に基づいて、志願する高等学校を選ばなければならない。

また、市立高等学校への出願に当たっては、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等（別記4，77～82ページ参照）に基づいて、志願する高等学校を選ばなければならない。

- (2) 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。

なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。

- (3) 規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。

また、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部、夜間部）については、第2希望、第3希望を申し出ることができる。

- (4) 埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内に居住する者の志願については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。
- (5) 上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と志願者の在籍（出身）中学校の所在する市町村とが同一学区内でない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び規程第2条（別記3，76ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。
- また、市立高等学校を志願する者のうち、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等により、特に承認を必要とする者は、所定の手続により承認を受けなければならない。
- (6) 上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(7)，(8)及び(9)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。ただし、市立高等学校を志願する者のうち、上記(5)に該当する者は、当該市教育委員会が定めるところによるものとする。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙5）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、「Ⅰ 前期選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとりの収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm，正面上半身脱帽，平成28年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 返信用封筒	82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成すること。また、原則として志願者本人が記入し、封をすること。 なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
(5) 志願理由書	志願する三部制の定時制の課程を置く高等学校が提出を求める場合は、所定の様式（様式3の(1)）で作成し、提出すること。
(6) 得点に倍率をかける教科の申告書	三部制の定時制の課程を志願する者は、所定の様式（様式23）で作成し、提出すること。
(7) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅶ 後期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(8) 誓約書	「Ⅶ 後期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(9) 必要に応じて提出する書類	「Ⅶ 後期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(10) 学習成績分布表及び個人成績一覧表	在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)及び(2)）で作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を志願する高等学校の校長に提出又は送付すること。ただし、他の選抜において、すでに提出又は送付済みの場合には必要としない。 なお、過年度卒業者については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6，83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては(7)，(8)及び(9)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類等を在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

- (2) 出願書類等の提出期日及び受付時間

平成29年2月23日（木）

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、送付の場合も、2月23日（木）午後4時30分までに必着とする。

第3 志願又は希望の変更

入学志願受付締切り後において、規則、「県立高等学校通信教育規則」（昭和33年1月13日教育委員会規則第2号、最終改正平成20年3月4日、教育委員会規則第1号）第13条（52ページ参照）、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、次により志願又は希望の変更を認める。

1 志願変更

(1) 志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は1回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅶ 後期選抜」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」又は「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

(2) 志願変更の手続

ア 志願変更者は、志願変更願（様式11）及び所定の受検票を、在籍（出身）中学校の校長を経由して、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

また、志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書（様式12）を交付する。この場合、次の(ア)のほか、(イ)、(ウ)、(エ)の書類を提出してあった志願変更者には、これを返却するものとする。

(ア) 返信用封筒（「第2 出願」の2の(3)で提出させたもの）

(イ) 千葉県県立高等学校入学志願証明書

(ウ) 誓約書

(エ) 必要に応じて提出する書類

イ 上記の志願取消しが認められた者は、「Ⅶ 後期選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「2 出願」の(2)又は「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「2 出願」の(2)によって、新たに入学願書を作成（入学検査料については、次のウによる。）し、これに上記アの志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を添え、在籍（出身）中学校の校長を経由して、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

ウ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
・ 県立高等学校全日制の課程から他の県立高等学校全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程へ ・ 市立高等学校から同じ市の市立高等学校へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に2,200円納入済」と記入する。
・ 県立高等学校定時制の課程から他の県立高等学校定時制の課程又は通信制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に950円納入済」と記入する。
・ 県立高等学校通信制の課程から他の県立高等学校定時制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に950円納入済」と記入する。
・ 県立高等学校定時制の課程又は通信制の課程から他の県立高等学校全日制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に「〇〇高等学校に950円納入済」と記入し、1,250円分の県収入証紙を貼付する。
・ 県立高等学校から市立高等学校へ ・ 市立高等学校から県立高等学校又は他の市の市立高等学校へ	新たに納入する。

2 希望変更

(1) 志願した高等学校の課程、学科、三部制の定時制の課程の部（午前部、午後部、夜間部）の希望を変更したい者（以下、「希望変更者」という。）は、1回に限り、先の希望を取り消して、新たに他の課程、学科、部を希望することができる。

(2) 希望変更の手続

ア 希望変更者は、希望変更願（様式13）及び所定の受検票を在籍（出身）中学校の校長を

經由して、高等学校の校長に提出しなければならない。

また、高等学校の校長は、希望変更願の受理に際しては、希望変更許可書（様式14）を交付し、希望変更者の入学願書を訂正させるとともに、受検票を訂正し、交付する。

イ 定時制の課程から全日制の課程への希望変更者は、入学検査料の差額を納入しなければならない。

3 志願又は希望変更の受付期間及び受付時間

平成29年2月24日（金）及び2月27日（月） 受付時間は、2月24日（金）は午前9時から午後4時30分まで 2月27日（月）は午前9時から正午までとする。 なお、送付の場合も、2月27日（月）正午までに必着とする。

第4 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等

1 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成する。
なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

2 学習成績分布表（様式2の(1)）及び個人成績一覧表（様式2の(2)）

志願者の在籍する中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を次のとおり提出しなければならない。ただし、他の選抜において、すでに志願する高等学校の校長及び県教育長に学習成績分布表及び個人成績一覧表を提出してある場合には、提出を必要としない。

(1) 提出先

志願する高等学校の校長及び県教育長

(2) 提出期限等

ア 志願する高等学校の校長への提出は、平成29年2月23日（木）午後4時30分までとする。
送付による提出を認めるものとし、その場合も平成29年2月23日（木）午後4時30分までに必着とする。

なお、送付の場合には82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った返信用封筒（受理証送付用）を同封すること。

イ 県教育長への提出は、送付によるものとし、平成29年2月23日（木）午後4時30分までに必着とする。その際、返信用封筒（受理証送付用）は必要としない。

送付先 〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部 宛

ウ 志願変更に伴い、学習成績分布表及び個人成績一覧表を、新たに志願する高等学校の校長に提出する場合には、平成29年2月27日（月）正午までとする。

(3) 提出上の留意点

ア 千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に現に在籍する者については、学習成績分布表（様式2の(1)）及び個人成績一覧表（様式2の(2)）を課程別に各1通提出する。

イ 上記ア以外の中学校等に現に在籍する者については、学習成績分布表（様式2の(1)）又は当該都道府県所定のものを課程別に各1通提出する。個人成績一覧表の提出は必要としない。

ウ 過年度卒業生については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

3 自己申告書（様式4）

志願者は、自己申告書を提出する場合には、封をした上で、在籍（出身）中学校の校長を經由して、志願する高等学校の校長に提出する。

第5 入学願書等の提出期日等の特例

1 入学願書等の提出期日等の特例

入学願書等の提出及び志願の変更の期間について、次の(1)又は(2)に該当する者に対し特例を認める。

- (1) 「第2 出願」の3の(2)に定める出願書類等の提出期日を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県公立高等学校を新たに志願しようとする者

- (2) 本県公立高等学校に出願している者で、「第3 志願又は希望の変更」の3に定める期間内の保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び受付時間

平成29年2月24日（金）及び2月27日（月）
 受付時間は、2月24日（金）は午前9時から午後4時30分まで
 2月27日（月）は午前9時から正午までとする。
 なお、送付の場合も、2月27日（月）正午までに必着とする。

3 提出書類及び提出先

- (1) 上記1の(1)に該当する者は、次のア、イ及びウの書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
- ア 「第2 出願」の2及び「第4 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等」に定める書類
- イ 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
- ウ 公立高等学校に既に出願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書
- (2) 上記1の(2)に該当する者は、「第3 志願又は希望の変更」の1に従い、次のア、イ及びウの書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長を経由して、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
- ア 「第2 出願」の2及び「第4 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等」に定める書類
- イ 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類
- ウ 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書（様式12）

第6 受検票等の交付

高等学校の校長は、提出書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類（学習成績分布表及び個人成績一覧表等）についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

第7 学力検査等

「Ⅶ 後期選抜」を志願する者は、選抜のための学力検査等を受検しなければならない。また、学力検査は、次に示す事項により、県下一斉に同一条件で行う。

1 検査期日

平成29年3月1日（水）

2 検査場所

志願した高等学校

3 学力検査等の内容

学校教育法施行規則第95条第3号、第4号又は第5号に該当する者については、必要に応じて面接又は口頭による学習内容の検査を加えることができる。

区分 期日	教科	時間	配点
3月1日（水）	国語・数学・英語・理科・社会	各教科40分	各教科100点

- 注 1 国語の問題は、放送による聞き取り検査を含む。また、英語の問題は、放送によるリスニングテストを含む。
 2 学力検査終了後、各高等学校において、必要に応じて検査を実施してもよい。（付表2、130ページ以降参照）

4 検査時間割

3月1日(水)	
時間	検査等
8:45	集合
8:45～8:55	受付・点呼
8:55～9:05	注意事項伝達
9:10	検査室着席完了
9:15～9:55	国語
10:07	検査室着席完了
10:10～10:50	数学
11:02	検査室着席完了
11:05～11:45	英語
11:45～12:30	昼食・休憩
12:32	検査室着席完了
12:35～13:15	理科
13:27	検査室着席完了
13:30～14:10	社会
14:25～	※ 面接等各高等学校が必要に応じて実施する検査は、別に定める。

※ 面接等各高等学校が必要に応じて実施する検査（付表2，130ページ以降参照）の時間割は，各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日，午前8時45分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・三角定規一組（角度の目盛りのないもの）・コンパス・消しゴム），弁当及び上履きを持参すること。ただし，下敷きは，持参しないこと。
- (4) 時計を携帯する場合は，時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は，検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では，物の貸借はしないこと。
- (7) 携帯品，その他留意事項については，各高等学校において実施する検査の内容により，別に定めた指示に従うこと。

第8 選抜方法

- 1 中学校の校長から送付された調査書，学力検査の成績及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等を資料とし，各高等学校の教育を受けるに足る能力，適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
 なお，埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は，隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- 2 調査書の記載内容，学力検査の成績及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等の取扱いについては，次の手続によるものとする。
 - (1) 次のアからウまでの条件を備える者をA組とし，この者は入学許可候補者とする。
 - ア 「I 前期選抜」の「第6 選抜方法」の2に定める算式1で求めた数値で順位をつけたとき，次の(ア)又は(イ)に示すパーセント以内にあること。
 - (ア) 受検者数が募集人員以内のときは，受検者数の80パーセント
 - (イ) 受検者数が募集人員を超えるときは，募集人員の80パーセント
 - イ 学力検査の5教科の得点合計によって順位をつけたとき，上記のアの(ア)又は(イ)に示すパーセント以内にあること。
 - ウ 調査書の記載内容，学力検査の個々の教科の得点及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等に，特に問題となる点がないこと。ただし，A組への所属を決定するに当たり，全ての生徒が共通に履修する外国語を履修していない者については，調査書中の他の教科の評定を勘案し，また，評定の段階が所定のものでない者については，他の者の資料と比較した

上で決定することを原則とし、これにより難しい場合は、A組に属さないものとする。

(2) A組に属さない者をB組とし、この者については、次の算式2で求めた数値及び下記のアからエまでを資料として総合的に判定する。

また、算式2により難しい者については、下記のアからエまでを資料とし、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

なお、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、学力検査の結果及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果に、提出書類等を資料に加え、総合的に判定する。

算式2 $Y + K \times Z$

算式2の符号

Y…学力検査の5教科の得点合計

K…1以上の数値（各高等学校の数値については、付表2（130ページ以降参照）のとおりとする。）

Z…算式1（5ページ参照）で求めた数値

ア 調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。その他の選択教科については除く。）の評定

イ 学力検査の成績

ウ 調査書中の「教科の学習の記録」、 「総合的な学習の時間の記録」、 「出欠の記録」、 「行動の記録」、 「特別活動の記録」、 「部活動の記録」、 「特記事項」、 「総合所見」等

エ 面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果

- 3 理数に関する学科（くくり募集を行う理数に関する学科は除く。）を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を1.5倍又は2倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなし、上記2の(1)又は(2)の手続により選抜を行う（各高等学校の倍率については、付表4（154ページ参照）のとおりとする。）。
- 4 外国語に関する学科及び国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を1.5倍又は2倍した値を英語の得点とみなし、上記2の(1)又は(2)の手続により選抜を行う（各高等学校の倍率については、付表4（154ページ参照）のとおりとする。）。
- 5 三部制の定時制の課程を志願する者については、学力検査の5教科のうち、志願者が出願時に申告した3教科の得点を1～3倍した値をそれぞれの教科の得点とみなし、上記2の(1)又は(2)の手続により選抜を行う（倍率については、付表5（154ページ参照）のとおりとする。）。
- 6 三部制の定時制の課程を置く高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜のための資料に加えるものとする。
- 7 面接等各高等学校が必要に応じて実施する検査で面接を実施しない高等学校において、過年度卒業生については面接を行い、その結果を選抜のための資料に加えることができる。
- 8 「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 9 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 10 各高等学校の後期選抜の選抜・評価方法（予定）は、各高等学校のWebページにおいて公表する。公表する時期は、別に定める。

第9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

- | | | |
|---|----|------------------|
| 1 | 日時 | 平成29年3月7日（火）午前9時 |
| 2 | 場所 | 志願した高等学校 |

注 入学許可候補者を掲示により発表し、選抜結果を志願者本人あて通知する。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式6の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
- 2 高等学校の校長は、必要のある場合は、入学許可候補者について入学の意思を確認するため、必要な書類を提出させることができる。
- 3 難聴のため国語の聞き取り検査及び英語のリスニングテストの受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記9（87ページ参照）によることとする。
また、各高等学校で実施する検査において、障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10（87ページ参照）によることとする。
なお、障害のある生徒の入学選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 4 全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）においては、入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の確保に努める。
また、三部制の定時制の課程においては、募集定員から転入学等の予定人員及び「X 秋季入学選抜」の募集人員を減じた人数を守るよう努める。
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない学校においては、各学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- 5 この要項に定めるもののほか、「VII 後期選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県立高等学校にあっては県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。